

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務の概要

1 制度の概要

(1) 農地の権利移動の手法

農地の権利移動に係る手続については、従来、道内においては農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定に基づく市町村内で事務処理が完結する手法が大半を占めていたが、令和4年度の農地関連法の改正（令和5年4月1日施行）により、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「農地バンク法」という。）の規定に基づく農地中間管理機構を経由する農用地利用集積等促進計画を利用した手法に統一されることとなった。

(2) 農用地利用集積等促進計画について

農地関連法の改正により、市町村は、農地バンク法に基づき、農地利用の将来の目指すべき姿を目標地図に盛り込んだ地域計画を策定することとされた。また、農地中間管理機構は、これを実現するため農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）を作成して担い手への農地の集約化を図るが、その際の手続として、当該計画について都道府県知事の認可及び公告が必要となる。

(3) 農地関連法の改正に係る経過措置

市町村は、令和7年3月31日までに地域計画を策定することとなるが、地域計画を策定するまでの間は、従前の手続である農業経営基盤強化促進法に基づく手法が利用可能となっている。

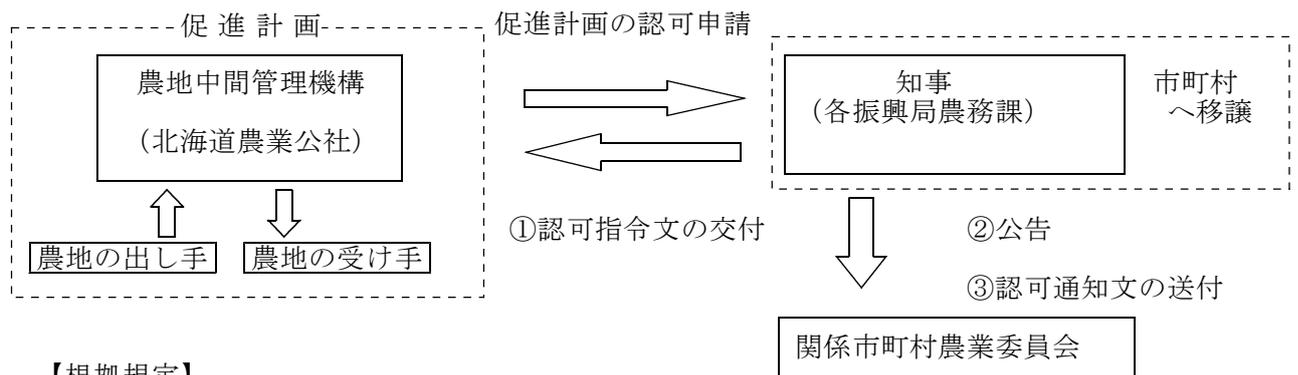
2 事務の概要

(1) 促進計画に係る認可（農地バンク法第18条第1項）

(2) 促進計画の公告及び通知（農地バンク法第18条第7項）

【事務処理フロー】

（促進計画の申請から認可まで）



【根拠規定】

- ①・・・農地バンク法第18条第1項
- ②及び③・・・農地バンク法第18条第7項